

○戸籍法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・行政機関等の保有する個人情報 の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五一）附則五条二号（平成一九・一一・二六までに施行）

第二十九条（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう）については、同法第四章の規定は、適用しない。